

ぐんま県産農畜産物「統一ロゴマーク」運用方法

平成28年10月31日 制定
平成30年 4月 6日 改正
群馬県農政部ぐんまブランド推進課

1 目的

ぐんま県産農畜産物「統一ロゴマーク」を円滑に運用するため、必要な事項を定める。

「統一ロゴマーク」制作の趣旨

本県の多彩で高品質な農畜産物は、首都圏をはじめとし、多くの地域で消費されてきている。しかし、一部の農畜産物では、それが群馬県産であるという認知があまりなされてこなかったことも認識しなければならない。

そこで、既に認知度の高い農畜産物と、まだ認知が十分されていない農畜産物に統一的なロゴマークを付与することにより、「ぐんまの農畜産物」としての認知度向上と選択購入の促進を図る目的で「統一ロゴマーク」を制作した。

2 使用条件等

(1) 加工していないもの

3 「付与する対象」の、
第29類の一部（イ、ウ、エほか）
第31類の一部（ア、イ、ウ、エ、カ、キほか）

① 県内農業者が県内で生産したもの（食肉は、飼養期間を通じて県内で飼養した期間が最も長いこと）

※ 県内農業者が出耕作等により県外で生産 ⇒ 対象外

※ 県外農業者が県内で生産 ⇒ 対象外

② 県内外の事業者が、上記①の農畜産物を一次加工したもの

※ 県内事業者が販売するため、県外の加工業者に加工委託 ⇒ 対象

※ 県外の加工業者が加工・販売 ⇒ 対象

(2) 加工品

3 「付与する対象」の、
第29類の一部（ア、オ、カ、キほか）
第30類
第31類の一部（オほか）
第32類
第33類

① 主原料のうち、重量が最も重い原料が県内産であること

② 加工地は問わない

※ 県内事業者が販売するため、県外の加工業者に加工委託 ⇒ 対象

※ 県外の加工業者が加工・販売 ⇒ 対象

(3) PR資材等

上記(1)、(2)の販売促進あるいは「ぐんま県産農畜産物統一ロゴマーク」そのもののPR等を図るための資材等の作成にあたっては、県産農畜産物の認知度向上、イメージアップに繋がるものとして使用対象とする。

(4) その他

上記(1)、(2)及び(3)で、使用条件等が判然としない場合は、必要な議を経て判断する。

3 付与する対象

別紙の「付与対象品目 一覧」を参照

4 手続き

(1) 所定様式による申し出（様式：別紙1）を8の事務窓口あて提出

ア 記載項目

- ・申し出者の情報（申し出者名、所在地、連絡先、メールアドレス等）
- ・付与対象の情報（品目名、出荷・販売規模、販売・終了時期等）
- ・付与資材の情報（付与資材・付与商品の作成時期、作成数）
- ・加工品の場合は、①主原料が判然とする資料／食品表示ラベルの写真等、
②主原料が県内産であることが分かる書類等の添付③保健所の食品衛生に関する許可書（写し）の提出

イ 申し出者の要件

2の「使用条件等」を満たしており、ぐんま県産農畜産物の認知度向上、ブランド力向上のために、多彩で高品質な県産農畜産物を誇りを持って生産・加工、販売、流通等を行う者

(2) デザインの送付

事務窓口からロゴデータをメール等により送付

(3) 付与場面毎の届け出（様式：別紙2）を事務窓口あて提出

記載項目等

- ・上記4（1）に準じるが、その他、品目や加工品毎の付与イメージが分かる情報（写真等）を記載

(4) その他

ア 2（3）PR資材等の手続きについても、上記（1）～（3）に準じる。

イ 「統一ロゴマーク」の使用実績は、（1）申し出の段階で付与する製品の作成数等の記載で把握することを原則とし、必要に応じて個別確認を行う。

5 使用者の責務

県産農畜産物のイメージダウンに繋がる「統一ロゴマーク」の使用は、実需者や消費者の信頼を失い、取扱い量や販売金額等に多大な悪影響があることから、使用者は「統一ロゴマーク」を使用する責務があることを踏まえ、生産工程の記録・管理、食品衛生に留意する等、県産農畜産物の適切な生産・加工、販売、流通等に努めなければならない。

また、ロゴマークのデザインにあたっては、「ぐんま県産農畜産物統一ロゴマーク利用規定」を遵守し、適切な使用を行うこと。

6 使用認定の取り消し

前述の4「手続き」及び5「使用者の責務」に反する使用事例等が見られ、速やかな改善の見込が無い場合には、「統一ロゴマーク」の使用認定について、県の判断で取り消しを行う。

7 事故、苦情等の処理

「統一ロゴマーク」を使用した農産物、加工品、資材等に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用者が誠意を持って、使用者の責任のもとに、必要な措置を講じなければならない。また、事故等について、群馬県はその責を負わないものとする。

8 事務窓口

群馬県農政部ぐんまブランド推進課 販売戦略係

TEL：027-226-3129

FAX：027-243-7202

E-mail：aic@pref.gunma.lg.jp

【別紙】

◆付与対象品目 一覧（県が商標登録を申請した5分類の主な区分）

(1) 第29類（動物性の食品、加工野菜等）

- ア 乳製品（31D01）
 - ・牛乳、クリーム、チーズ、乳酸飲料、乳酸菌飲料、バター、発酵乳、粉乳（乳幼児用のものを除く。）やぎ乳、練乳
 - ※「バター」は、「マーガリン」に類似と推定する。
- イ 食肉（32A01）
 - ・牛肉、鶏肉、豚肉
- ウ 卵（32B01）
 - ・あひるの卵、うずらの卵、鶏卵
- エ 食用魚介類（生きていたものを除く。）（32C01）
 - ・あゆ、かに、こい（抜粋）
- オ 肉製品・加工水産物（32F01）
 - ①肉製品
 - ・かす漬け肉、乾燥肉、コロケ、ソーセージ、肉の缶詰、肉のつくだに、肉の瓶詰、ハム、ベーコン
 - ②加工水産物
 - ・かす漬け魚介類、かまぼこ、はんぺん、ちくわ（抜粋）
- カ 加工野菜及び加工果実（32F04）
 - ・果実の缶詰及び瓶詰、果実の漬物、乾燥野菜、ジャム、調理用野菜ジュース、チョコレートブレッド、ビーナッツバター、ひき割りアーモンド、マーマレード、めんま、野菜の缶詰及び瓶詰、野菜の漬物
 - ※「調理用野菜ジュース」は、第32類「トマトジュース、飲料用野菜ジュース」に類似すると推定する。
- キ 油揚げ・凍り豆腐・こんにやく・豆乳・豆腐・納豆（32F05）
- ク 冷凍野菜（32D01）
- ケ 冷凍果実（32E01）
- コ 豆（小豆、いんげん豆、えんどう豆、そら豆、大豆、落花生）（33A01）
- サ 食用油脂（31C01）
- シ 加工卵（32F07）
- ス カレー・シチュー又はスープのもと（32F10）
- セ お茶漬けのり・ふりかけ（32F11）
- ソ なめ物（32F12）
- タ 食用たんぱく（33A02）

(2) 第30類（加工した植物性の食品、調味料等）

- ア 菓子・パン・サンドイッチ・中華まんじゅう・ハンバーガー・ピザ・ホットドッグ・ミートパイ（30A01）
 - ①菓子
 - 1) 和菓子（甘栗、甘納豆、あめ、あられ、あんころ、いり栗、いり豆等）
 - 2) 洋菓子（アイスクャンデー、アイスクリーム、ウエハース等）
 - ②パン
 - ・あんぱん、クリームパン、ジャムパン、食パン、バンズ
 - ③サンドイッチ、中華まんじゅう、ハンバーガー、ピザ、ホットドッグ、ミートパイ
 - ※「氷砂糖（菓子）、水あめ（菓子）」は、「氷砂糖、水あめ」に類似と推定する。
- イ 調味料（31A01～31A05）
 - ①みそ
 - ②しょうゆ、ドレッシング（抜粋）
 - ③はちみつ、水あめ（抜粋）

- ④ごま塩、食塩、すりごま、セロリーソルト
- ⑤うま味調味料
- ウ 穀物の加工品 (32F03)
 - ・うどんの麺、乾燥飯、素麺の面、即席うどんの麺、パン粉 (抜粋)
- エ ぎょうざ・しゅうまい・すし・たこ焼き・弁当・ラビオリ (32F06)
- オ パスタソース (32F10)
- カ 米・脱穀済みのえん麦・脱穀済みの大麦 (33A01)
 - ※「米」は、「強化米」に類似と推定する。
- キ 食用粉類 (33A03)
 - ・くず粉、コーンスターチ、小麦粉、米粉、そば粉 (抜粋)
- ク アイスクリーム用凝固剤・家庭用食肉軟化剤・ホイップクリーム用安定剤 (01A01)
- ケ 食品香料 (精油のものを除く。) (04D01)
- コ 茶 (ウーロン茶、紅茶、昆布茶、麦茶、緑茶) (29A01)
- サ コーヒー・ココア (29B01)
- シ 氷 (29D01)
- ス 香辛料 (31B01)
- セ アイスクリームのもと・シャーベットのもと (31D01)
- ソ コーヒー豆 (32D04)
- タ イーストパウダー・こうじ・酵母・ベーキングパウダー (32F08)
- チ 即席菓子のもと (32F09)
- ツ 酒かす (32F14)
- テ 食用グルテン (33A02)

(3) 第31類 (加工していない陸産物等)

- ア 食用魚介類 (生きているものに限る。) (32C01)
 - ・こい (抜粋)
- イ 野菜 (32D01)・茶の葉 (32D03)
 - ・具体的な品目は記載略
- ウ 果実 (32E01)
 - ・具体的な品目は記載略
- エ あわ・きび・ごま・そば・とうもろこし・ひえ・麦・粳米・もろこし (33A01)
- オ 飼料 (33B01)
 - ・魚かす、合成飼料、米ぬか、混合飼料、しょうゆかす、大豆油かす、でん粉かす、肉粉、配合飼料、ペットフード
- カ 種子類 (33C01)
 - ・園芸用球根、園芸用種子、農産用球根、農産用種子 (抜粋)
- キ 木、草、芝、ドライフラワー、苗、苗木、花、牧草、盆栽 (33D01)
- ク 生花の花輪 (20F01)
- ケ 釣り用餌 (24D01)
- コ ホップ (31A06)
- サ 海藻類 (32C02)
- シ 糖料作物 (砂糖きび、てんさい) (32D02)
- ス 麦芽 (32F13)
- セ 飼料用たんぱく (33A02)
- ソ 獣類・魚類 (食用のものを除く。)・鳥類及び昆虫類 (生きているものに限る。) (33D03)
- タ 蚕種・種繭 (33D03)
- チ 種卵 (33D04)
- ツ 漆の実 (34E01)
- テ 未加工のコルク・やしの葉 (34E02)

(4) 第32類 (アルコールを含有しない飲料、ビール等)

ア ビール (28A02)

・黒ビール、合成ビール、スタウト、ラガービール

イ 清涼飲料・果実飲料・飲料用野菜ジュース (29C01)

①清涼飲料

・アイソトニック飲料、ガラナ飲料、コーヒーシロップ、コーラ飲料、サイダー、シャーベット水、シロップ、ジンジャーエール、清涼飲料のもと、炭酸水、ミネラルウォーター、ラムネ、レモン水、レモンスカッシュ

②果実飲料

・オレンジジュース、グレープジュース、トマトジュース、パインジュース、りんごジュース

③飲料用野菜ジュース

※「トマトジュース、飲料用野菜ジュース」は、第29類「調理用野菜ジュース」に類似と推定する。

※「コーヒーシロップ」は、第30類「コーヒー」に類似と推定する。

ウ ビール製造用ホップエキス (31A06)

エ 乳清飲料 (31D01)

(5) 第33類 (ビールを除くアルコール類)

ア 日本酒 (28A01)

・泡盛、合成清酒、焼酎、白酒、清酒、直し、みりん

イ 洋酒・果実酒・酎ハイ (28A02)

①洋酒

・ウイスキー、ウォッカ、ジン、ブランデー、ラム、リキュール

②果実酒

・いちご酒、梨酒、ぶどう酒、りんご酒

③酎ハイ

ウ 中国酒 (28A03)

・ウチャピーチュー、カオリャンチュー、パイカル、ラオチュー

エ 薬味酒 (28A04)

・梅酒、はちみつ酒、保命酒、松葉酒、まむし酒

※「薬味酒」は、第5類「薬用酒」に類似と推定する。